



長野県報

11月9日(木)
令和5年
(2023年)
第456号

目次

告示

保安林の指定施業要件の変更(森林づくり推進課)..... 1

公告

県営土地改良事業計画の策定及び縦覧(農地整備課)..... 2

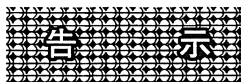
土地改良区の定款変更の認可(農地整備課)..... 2

土地改良区役員の就退任の届出(2件)(農地整備課)..... 2

特定調達契約に係る一般競争入札(2件)(道路管理課)..... 3

開発行為に関する工事の完了(2件)(都市・まちづくり課)..... 7

特定調達契約に係る一般競争入札(会計課)..... 7



長野県告示第575号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更します。

令和5年11月9日

長野県知事 阿部守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下高井郡野沢温泉村(次の図に示す部分に限る。)
 - 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
 - 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び野沢温泉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課